熊本県公報

第１３５２２号
令和８年(2026年)
３月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目　次

告　示

○熊本県土地利用基本計画の変更……（地域振興課）　2
○指定居宅サービス事業者の指定……（高齢者支援課）　2
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　3
○地方卸売市場の認定事項の変更に係る認定……（流通アグリビジネス課）　3
○菊池都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（熊本県決定）の変更……（都市計画課）　3
○大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（熊本県決定）の変更……（　〃　）　3
○荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（熊本県決定）の変更……（　〃　）　4
○熊本都市計画下水道事業合志公共下水道における事業計画変更認可……（下水環境課）　4
○指定居宅サービス事業者の指定……（高齢者支援課）　4
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　〃　）　4
○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業者の指定……（障がい者支援課）　5
○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業者の指定……（　〃　）　5
○児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者の指定……（　〃　）　5
○児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者の指定……（　〃　）　6
○公金の収納に関する事務委託……（会計課）　6
○身体障害者福祉法第１５条第１項の規定に基づく医師の指定……（障がい者支援課）　6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定……（　〃　）　6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退……（　〃　）　7
○道路の区域変更……（道路保全課）　7
○道路の区域変更……（　〃　）　7
○道路の区域変更……（　〃　）　8
○道路の区域変更……（　〃　）　8
○道路の供用開始……（　〃　）　8
○道路の供用開始……（　〃　）　9
○道路の供用開始……（　〃　）　9
○道路の供用開始……（　〃　）　9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新……（障がい者支援課）　9

公　告

○農用地利用集積等促進計画の認可……（担い手支援課）　10
○農用地利用集積等促進計画の認可……（　〃　）　12
○令和７年度（２０２５年度）防災気象情報の見直しに伴う防災情報ネットワークシステム他改修業務委託に係る契約の相手方の決定……（危機管理防災課）　13
○「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業　環境影響評価準備書」に係る公聴会の開催……（環境保全課）　13
○長洲農業振興地域の区域の変更……（農村計画課）　18
○大津農業振興地域の区域の変更……（　〃　）　18
○二級建築士の免許の取消し……（建築課）　18
○熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科１・２年自動車整備用リフト等一式調達及び設置業務委託に係る一般競争入札の落札者等の決定……（労働雇用創生課）　18
○熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科３年自動車塗装ブース等一式調達及び設置業務委託に係る一般競争入札の落札者等の決定……（　〃　）　19
○熊本都市計画地区計画の決定（熊本市決定）……（都市計画課）　19

○基本測量の終了……（監理課）　19
○公共測量の終了……（　〃　）　19
登　載　依　頼
○環境影響評価書の縦覧……（菊陽町）　20
○熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程……（選挙管理委員会）　20
○熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令……（教育政策課）　21
○熊本県教育庁高校魅力化推進室設置規程の一部を改正する訓令……（　〃　）　21
○熊本県教育庁学校事務集中化準備室設置規程……（　〃　）　21
○熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……（学校人事課）　22
○熊本県病院事業管理者の職務代理者に関する規程の一部を改正する規程……（病院局総務経営課）　22
○熊本県教育委員会の所管に属するデジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令……（教育政策課）　22
○熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令……（議会事務局）　23
○熊本県議会事務局秘書室設置規程……（　〃　）　23
○熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程……（　〃　）　23

告　　示

熊本県告示第２７７号

熊本県土地利用基本計画（昭和５０年熊本県告示第５３７号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第９条第１４項において準用する同条第１３項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　熊本県土地利用基本計画の変更の要旨

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
阿蘇森林地域	阿蘇市	６．３ヘクタールの縮小	開発完了に伴い現況が森林ではなくなり、地域森林計画対象民有林から除外する必要がある。
長洲農業地域	長洲町	５３．１ヘクタールの縮小	都市計画区域の用途地域見直しに伴い、農業地域から除外する必要がある。
長洲都市地域	長洲町	１．１ヘクタールの拡大	用途地域の指定に伴い、都市地域の拡大を行う必要がある。
大津農業地域	大津町	１１２．０ヘクタールの縮小	用途地域の変更に伴い、農業地域を変更する必要がある。

２　変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所
熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局地域振興課（県庁行政棟本館６階）
郵便番号８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

熊本県告示第２７８号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社もみじ	くらだけ訪問看護	菊池市旭志川辺５０８	令和８年（２０２６年）４月１	訪問看護

			日	

熊本県告示第２７９号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社もみじ	くらだけ訪問看護	菊池市旭志川辺５０８	令和８年（２０２６年）４月１日	介護予防訪問看護

熊本県告示第２８０号

卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第１４条において準用する同法第６条第１項の規定により地方卸売市場の業務規程の変更に係る認定をしたので、同法第１３条第６項の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　開設者の名称　株式会社みなまた青果卸売市場
　　開設者の住所　水俣市塩浜町８番１５号
　　市場の名称　株式会社みなまた青果卸売市場
　　市場の位置　水俣市塩浜町８番１５号
　　取扱品目　野菜、果実及び花き
　　変更認定年月日　令和８年（２０２６年）３月１８日
２　開設者の名称　地方卸売市場人吉連合青果株式会社
　　開設者の住所　人吉市西間上町２３５２番地の３
　　市場の名称　地方卸売市場人吉連合青果株式会社
　　市場の位置　人吉市西間上町２３５２番地の３
　　取扱品目　野菜、果実、花き及びその他の生鮮食料品
　　変更認定年月日　令和８年（２０２６年）３月１８日
３　開設者の名称　株式会社熊本畜産流通センター
　　開設者の住所　菊池市七城町林原９番地
　　市場の名称　熊本食肉地方卸売市場
　　市場の位置　菊池市七城町林原９番地
　　取扱品目　食肉類
　　変更認定年月日　令和８年（２０２６年）３月１８日

熊本県告示第２８１号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により都市計画を変更したので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　都市計画の種類
　　菊池都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
２　都市計画の変更に係る土地の区域
　　菊池都市計画区域の全域
３　縦覧場所
　　熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第２８２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により都市計画を変更したので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　都市計画の種類
　大津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
２　都市計画の変更に係る土地の区域
　大津都市計画区域の全域
３　縦覧場所
　熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第２８３号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１８条第１項の規定により都市計画を変更したので、同法第２１条第２項において準用する同法第２０条第１項の規定により次のとおり告示し、同条第２項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　都市計画の種類
　荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
２　都市計画の変更に係る土地の区域
　荒尾都市計画区域の全域、玉名都市計画区域の全域、長洲都市計画区域の全域
３　縦覧場所
　熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第２８４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第１項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項において準用する同法第６２条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　施行者の名称　合志市
２　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画下水道事業　合志公共下水道
３　事業施行期間　昭和６０年（１９８５年）３月１日から令和１４年（２０３２年）３月３１日まで
４　事業地
　(1)　収用の部分　変更なし
　(2)　使用の部分　昭和６０年熊本県告示第１３２号、昭和６３年熊本県告示第３０４号、平成２年熊本県告示第８６６号、平成６年熊本県告示第７３６号、平成１２年熊本県告示第６４６号、平成１５年熊本県告示第１１４１号、平成２１年熊本県告示第２３２号、平成２３年熊本県告示第３３７号、平成２７年熊本県告示第３１８号、平成２８年熊本県告示第１０００号、令和３年熊本県告示第２７７号の事業地のうち、合志市大字福原字飯高、大字竹迫字桜山、大字幾久富字山下及び字飯高の各一部において事業地を変更する。

熊本県告示第２８５号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第７８条の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会医療法人芳和会	水俣協立病院	水俣市桜井町２丁目２－１２	令和８年（２０２６年）４月１日	通所リハビリテーション

熊本県告示第２８６号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第５３条第１項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第１１５条の１０の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会医療法人芳和会	水俣協立病院	水俣市桜井町２丁目２－１２	令和８年（２０２６年）４月１日	介護予防通所リハビリテーション

熊本県告示第２８７号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第５１条の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
山都でしか農福連携 上益城郡山都町入佐２５１６	株式会社山都でしか農福連携 上益城郡山都町入佐２５１６ 八田　祥吾	就労継続支援Ａ型	令和８年（２０２６年）４月１日

熊本県告示第２８８号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第５１条の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ミライズ 八代市本町四丁目８番２４号	株式会社ミライズ 八代市本町四丁目８番２４号 川村　稚恵	就労継続支援Ａ型 就労継続支援Ｂ型	令和８年（２０２６年）４月１日

熊本県告示第２８９号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第２１条の５の２５の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ＴＨＥ　ＤＡＹ 天草市本渡町本戸馬場１０２７－９－１	社会福祉法人さくら保育園 天草市本渡町本戸馬場字江羅１０２６番地２	令和８年（２０２６年）４月１日	４３５３０００２５２	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

	安田　公寛			

熊本県告示第２９０号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の３第１項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第２１条の５の２５の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
療育ラボ　れぷれ 上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮４６９－１	医療法人谷田会 上益城郡甲佐町大字岩下１２３番地 谷田　理一郎	令和８年（２０２６年）４月１日	４３５１４００３４８	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第２９１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４３条の２第１項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第２項及び熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第２８条の２の規定により告示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称及び事務所の所在地

（１）　名称　株式会社電算システム

（２）　所在地　岐阜県岐阜市日置江一丁目５８番地

２　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入及び歳入歳出外現金

使用料、手数料、物品売払代金、賃貸料、寄附金、貸付金の元利償還金、分担金、負担金、財産収入、延滞金、加算金及び過料、雑入、歳入歳出外現金のうち、納入通知書にバーコードが記載されたもの

３　法第２４３条の２第１項の規定による指定をした日

令和８年（２０２６年）３月１３日

４　法第２４３条の２第１項の規定による委託をした日

令和８年（２０２６年）３月１３日

５　指定公金事務取扱者が委託を受けて公金事務を行うことができる期間

令和８年（２０２６年）４月１日から令和９年（２０２７年）３月３１日まで

熊本県告示第２９２号

身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第１項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成７年熊本県規則第１６号）第２条第１項の規定により告示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

診療科	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
循環器科	松山　翔	松山医院 荒尾市原万田４６２	令和８年（２０２６年）２月２７日
小児科	友枝　李果	くまもと県北病院 玉名市玉名５５０番地	令和８年（２０２６年）２月２７日
腎臓内科	秦　雄介	荒尾市立有明医療センター 荒尾市荒尾２６００番地	令和８年（２０２６年）２月２７日
内科	野田　香菜	医療法人厚生会　うきクリニック 宇城市松橋町きらら一丁目７番地８	令和８年（２０２６年）２月２７日

熊本県告示第２９３号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第２項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、

同法第６９条の規定により公示する。
令和８年（２０２６年）３月３１日
熊本県知事　木　村　敬
（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	指定年月日
医療法人徳新会　鏡クリニック 八代市鏡町下有佐４４９番地	腎臓	令和８年（２０２６年）３月１日
くまもと県北病院 玉名市玉名５５０番地	免疫	令和８年（２０２６年）３月１日
あけぼの薬局 人吉市下新町３６２－４	調剤	令和８年（２０２６年）３月１日
たいめい薬局 玉名市岱明町鍋８２７－１	調剤	令和８年（２０２６年）３月１日
木山薬局　南新町店 天草市南新町７番地１９	調剤	令和８年（２０２６年）３月１日

熊本県告示第２９４号
次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６５条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第６９条の規定により公示する。
令和８年（２０２６年）３月３１日
熊本県知事　木　村　敬
（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
ＢＵＵＲＴＺＯＲＧはな訪問看護ステーション 荒尾市大正町二丁目７番４号	訪問看護	令和８年（２０２６年）７月３１日

熊本県告示第２９５号
道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和８年（２０２６年）３月３１日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和８年（２０２６年）３月３１日
熊本県知事　木　村　敬
１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	一勝地神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地丁２２５番５地先から	前	5.0～6.0	1342.6	河川整備計画に基づく嵩上げ事業
		同所７番４地先まで	後	4.5～15.0	1338.9	

２　区域を変更する期日　令和８年（２０２６年）４月１日

熊本県告示第２９６号
道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和８年（２０２６年）３月３１日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和８年（２０２６年）３月３１日
熊本県知事　木　村　敬
１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池市旭志尾足字上ノ鶴４０８番２地先から	前	4.8～28.6	273.2	活力創出基盤交付金
		同所３０９番２地先まで	後	10.4～33.1	295.6	

２　区域を変更する期日　令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県告示第２９７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和８年（２０２６年）３月３１日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字折渡３９０８番５地先から	前	26.5～47.6	66.3	道土砂（補）
		同所３９０９番１地先まで	後	28.4～65.8	66.3	

２　区域を変更する期日　令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県告示第２９８号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和８年（２０２６年）３月３１日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	２１９号	八代市豊原上町字河平３００９番地先から	前	23.9～27.6	44.0	災害復旧工事
		同所３００９番地先まで	後	23.9～28.9	44.0	

２　区域を変更する期日　令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県告示第２９９号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和８年（２０２６年）３月３１日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考

一般県道	一勝地神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地丁 ２２５番５地先から 同所 ７番４地先まで	1342.6	河川整備計画に基づく嵩上げ事業

２　供用を開始する期日　令和８年（２０２６年）４月１日

熊本県告示第３００号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和８年（２０２６年）３月３１日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長 （メートル）	備　考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字松下 ５７６番１地先から 同所 ５７６番１地先まで	40.0	単道改

２　供用を開始する期日　令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県告示第３０１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和８年（２０２６年）３月３１日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長 （メートル）	備　考
一般県道	鹿本松尾線	山鹿市鹿本町庄字小路 ７０５番４地先から 同所 ７０５番２地先まで	19.7	防安交（交通安全）

２　供用を開始する期日　令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県告示第３０２号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和８年（２０２６年）３月３１日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長 （メートル）	備　考
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町二江字青苔川 １８１７番３地先から 天草市五和町二江字髙祖田 ２５０３番１地先まで	281.7	単道改

２　供用を開始する期日　令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県告示第３０３号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２

３号）第５４条第２項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第６９条の規定により公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
えいせい堂薬局 山鹿市山鹿３４３番地４	令和８年（２０２６年）４月１日
光の森７丁目薬局 菊池郡菊陽町光の森七丁目４１番地１８	令和８年（２０２６年）４月１日
エリア調剤薬局　旭中央通店 八代市旭中央通１８番４	令和８年（２０２６年）４月１日
ひご薬局　下林店 人吉市下林町２３１番地２	令和８年（２０２６年）４月１日
クスノキ薬局　桜の里店 球磨郡水上村大字岩野字石原２６７５番地４	令和８年（２０２６年）４月１日
精神科特化訪問看護ステーション　Cruto ココロ　光の森 菊池郡菊陽町津久礼２３８６番３号	令和８年（２０２６年）４月１日
訪問看護ステーション　愛話園 宇城市松橋町南豊崎４３７番地３	令和８年（２０２６年）４月１日

公　　告

熊本県公告第１７３号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第７項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	氏名又は名称	住　所	
米田　孝房	南関町	福山　仁	南関町	玉名郡南関町大字小原字柴ケ浦２３４２－１
永杉　尚久	南関町	福山　仁	南関町	玉名郡南関町大字小原字柴ケ浦２３４２－２
永杉　尚久	南関町	福山　仁	南関町	玉名郡南関町大字小原字中尾４５５
清田　民子	南関町	井上　繁孝	南関町	玉名郡南関町大字久重字坂本３４６７－１ほか１筆
中村　幸一	玉名市	株式会社さかもとふるーつ	玉名市	玉名郡玉東町大字白木字西２１８１－１
戸次　眞悟 外３名（亡） 戸次　惠美子	長洲町	宮本　静子	長洲町	玉名郡長洲町大字長洲字内牟田３５４－２
村岡　稔	愛知県名古屋市	上田　正三	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字井樋口１９６－７
村岡　健	長洲町	上田　正三	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字中前田３２２－３ほか４筆
村岡　誠子 （亡）村岡	長洲町	上田　正三	長洲町	玉名郡長洲町大字永塩字中牟田１２３０

典男				
山本　薫	荒尾市	富田　靖典	荒尾市	玉名郡長洲町大字長洲字大藤１－１ほか１筆
作本　光徳	長洲町	村上　聖裕	長洲町	玉名郡長洲町大字清源寺字浜口２８６－２９
田中　健治	宇土市	杉内　之徳	宇土市	宇土市走潟町字走潟１０６８－１
山口　森生	宇土市	田嶋　秀臣	宇土市	宇土市栗崎町字長田１１２０－１ほか１筆
芥川　慧悟	宇土市	竹下　悟	宇土市	宇土市走潟町字走潟１３９１－１
小山　大郎	宇土市	熊本チャレンジド・ファーム株式会社	熊本市	宇土市走潟町字走潟１０３９ほか３筆
松下　和成	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市野鶴町字塘下４７７－１ほか１２筆
田中　厚子	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市野鶴町字塘下４７０－１ほか３筆
中山　篤	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市城塚町字井樋口１－１ほか３筆
中川　陽子	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市城塚町字五反田５６０－１ほか１筆
村上　登美子	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市城塚町字五反田５８１
前田　築	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市城塚町字五反田５５０
藤田　艶子	福岡県北九州市	松本　大作	宇土市	宇土市城塚町字五反田５６８ほか５筆
松本　洋	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市野鶴町字塘下４５１－１ほか１筆
山口　勝	熊本市	松本　大作	宇土市	宇土市笹原町字中新開１１８８
松本　耕作	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市城塚町字五反田５４９ほか２筆
松本　耕二	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市野鶴町字塘下４５０－１ほか１筆
松本　捷子	宇土市	松本　大作	宇土市	宇土市笹原町字中新開１１８７－１ほか３筆
芥川　眞智子	宇土市	農事組合法人走潟	宇土市	宇土市走潟町字走潟９３６
坂井　民雄	宇城市	久我　圭人	熊本市	宇城市豊野町中間字丸林前２７３３－１ほか５筆
岩井　清人	宇城市	佐高　良	宇城市	宇城市小川町北部田字七ツ江１２６９
遠山　弘幸	八代市	農事組合法人宇土割営農生産組合	宇城市	宇城市小川町川尻字江添９２２
渡邊　正幸	宇城市	渡辺　保徳	宇城市	宇城市松橋町曲野字塔尾１７０２－２ほか２筆
林田　功	宇城市	山田　哲郎	宇城市	宇城市松橋町豊崎字松ノ本１３５６ほか１筆
緒方　利光	宇城市	山本　侑弘	宇城市	宇城市松橋町萩尾字野中１３２９－１ほか１筆
森川　豊	宇城市	株式会社竹崎	宇城市	宇城市松橋町竹崎字年神１５１

		野村農園		７－１ほか１筆
前田　真理子	熊本市	田尻　修	宇城市	宇城市不知火町大見字宮ノ前６１９－４
松永　雄一	嘉島町	橋本　恒廣	宇城市	宇城市豊野町山崎字北原１２８６ほか４筆
岩見　浩功	宇土市	橋本　将真	宇城市	宇城市三角町手場字生産司７０７ほか１筆
篠塚　健一	宇城市	松田　溜	宇城市	宇城市小川町河江字堀江９１９
中村　實雄	宇城市	農事組合法人宇土割営農生産組合	宇城市	宇城市小川町川尻字川添７８７
河田　宏文	宇城市	杉浦　修一	宇城市	宇城市小川町新田字堤添２１－１
緒方　清隆	熊本市	岩村　康弘	宇城市	宇城市松橋町浅川字下割２３９ほか２筆 （一時利用地） 宇城市松橋町浅川字下割３５－３
川上　正行	宇城市	川上　勇一	宇城市	宇城市松橋町南豊崎字二本道１９０－１ほか１筆 （一時利用地） 宇城市松橋町南豊崎字二本道２－４

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
甲斐　修三	和水町	玉名郡南関町大字今字中島２３８－３ほか１筆
松本　健	熊本市	玉名郡南関町大字今字高田１２１－２ほか３筆
松本　健	熊本市	玉名郡南関町大字今字梶屋坂４９６－１
山下　幹生	南関町	玉名郡南関町大字今字梶屋坂４６５－２
宮嵜　保次	南関町	玉名郡南関町大字豊永字前田３１５９－１
農事組合法人よなだ	南関町	玉名郡南関町大字下坂下字山ノ田２００４－２
とくながファーム株式会社	宇城市	宇城市小川町中小野字才町９６７ほか３筆
稲田　健吾	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里３
稲田　健吾	宇城市	宇城市小川町北部田字吉里１１ほか４筆

２　認可年月日
　令和８年（２０２６年）３月１９日

熊本県公告第１７４号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第７項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	氏名又は名称	住　所	
西島　眞澄	荒尾市	隅倉　侑大	荒尾市	荒尾市牛水字北烏芋田９８３ほ

				か１筆
菊川　小夜子	荒尾市	古城　義記	荒尾市	荒尾市蔵満字沖田１７３６－１
片山　信 （亡）片山　堅	荒尾市	古城　義記	荒尾市	荒尾市一部字下田１１５４－１
古城　和紀	荒尾市	古城　義記	荒尾市	荒尾市蔵満字井樋口１４４４－１
古城　敏伸	荒尾市	古城　義記	荒尾市	荒尾市蔵満字沖田１７２３－１ほか１筆

２　認可年月日
　令和８年（２０２６年）３月１９日

熊本県公告第１７５号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）第１２条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成７年熊本県規則第５１号）第１１条第１項の規定により次のとおり公示する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　令和７年度（２０２５年度）防災気象情報の見直しに伴う防災情報ネットワークシステム他改修業務委託　一式
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　熊本県知事公室危機管理防災課情報通信班
　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
３　随意契約の相手方を決定した日
　令和８年（２０２６年）２月１３日
４　随意契約の相手方の氏名及び住所
　日本無線株式会社　熊本営業所
　熊本市東区健軍本町１番地１号
５　随意契約に係る契約金額
　８３，０５０，０００円（うち消費税及び地方消費税の額７，５５０，０００円）
６　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
７　随意契約の理由
　特例政令第１１条第１項第１号の規定による。

熊本県公告第１７６号

熊本県環境影響評価条例（平成１２年熊本県条例第６１号）第１９条第１項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成１２年熊本県規則第５６号）第２３条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　事業者の氏名及び住所
　(1)　氏名　株式会社シムファイブス　代表取締役社長　石坂　孝光
　(2)　住所　熊本市東区戸島町２８７４番地
２　対象事業の名称、種類及び規模
　(1)　名称　上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業
　(2)　種類　ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設の設置の事業
　(3)　規模　処理能力４４０ｔ／日
３　対象事業実施区域の位置
　上益城郡御船町大字上野字元中原１０６３番他
４　公聴会の開催を予定する日時及び場所
　(1)　Ａ会場
　　日時　令和８年（２０２６年）５月１３日（水）午後１時から午後７時まで
　　令和８年（２０２６年）５月１４日（木）午前１０時から午後５時まで
　　場所　御船町スポーツセンター　アリーナ（上益城郡御船町木倉１１７６－１）
　(2)　Ｂ会場
　　日時　令和８年（２０２６年）５月１３日（水）午前１０時から午後７時まで（午後１時から午後４時までを除く。）
　　令和８年（２０２６年）５月１４日（木）午前１０時から午後７時まで
　　場所　御船町カルチャーセンター　大会議室（上益城郡御船町木倉１１６８）
　(3)　Ｃ会場

日時　令和８年（２０２６年）５月１３日（水）午前１０時から午後７時まで
　　令和８年（２０２６年）５月１４日（木）午前１０時から午後７時まで
場所　益城町地域共生センター　カタル　研修室１・研修室２（上益城郡益城町木山５９２番地）

(4)　Ｄ会場
日時　令和８年（２０２６年）５月１３日（水）午後２時から午後７時まで
　　令和８年（２０２６年）５月１４日（木）午前１０時から午後５時まで
場所　益城町地域共生センター　カタル　多目的ホール（上益城郡益城町木山５９２番地）

※いずれの日時・会場も正午から午後１時までを除く。

５　公聴会において意見を聴こうとする事項
「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業　環境影響評価準備書」についての環境の保全の見地からの意見

６　公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和８年（２０２６年）４月３０日（木）まで（必着）に、郵送、ファクシミリ、電子メール又は電子申請のいずれかにより次に掲げる事項を記載（別紙様式を参照のこと。）し、公述を申し出るものとする。

(1)　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
(2)　連絡先の電話番号
(3)　電子メールアドレス（電子メール又は電子申請により申し出る場合）
(4)　対象事業の名称
(5)　公述を希望する日時及び場所
(6)　公述記録の公表の希望の有無
(7)　公述の方法
(8)　環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

７　公述の申出先
(1)　郵送
〒８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
封筒に「公述申出書在中」と朱書すること。
(2)　ファクシミリ
０９６－３８７－７６１２
(3)　電子メール
ｋａｎｋｙｏｕｈｏｚｅｎ＠ｐｒｅｆ．ｋｕｍａｍｏｔｏ．ｌｇ．ｊｐ
(4)　電子申請
ｈｔｔｐｓ：／／ｌｏｇｏｆｏｒｍ．ｊｐ／ｆｏｒｍ／ｘ４ｂ６／１４７８３０４

８　公述に関する注意事項
(1)　公聴会は、同時刻に複数会場での開催を予定している。
(2)　公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。（その場合において、あらかじめ公述人に通知する。）
(3)　公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、一人につき１０分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。）
(4)　公述人は、日本語により陳述するものとする。
(5)　議長は、公述人が健康上の理由その他のやむを得ない理由により自ら陳述できないときは、意見の要旨を県の職員に読み上げさせるものとする。
(6)　公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記５の範囲を超えてはならない。
(7)　公聴会において、対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明又は質疑応答は行わない。

９　傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。
なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。

１０　開催の中止について
前記６の公述の申出がない場合は、開催を中止する。

１１　問合せ先
熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班
電話番号　０９６－３３３－２２６８

別紙様式

公　述　申　出　書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第２４条第１項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和　　年　　月　　日

熊本県知事　　木村　敬　様

１　公述申出者

住　所

ふりがな

氏　名　　電話番号

電子メールアドレス(電子申請及び電子メール申請の場合のみ記載)

※公述申出者の住所、氏名、ふりがな、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせするために必要ですので、必ず記載してください。法人等の団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする方の氏名及び職名を記載してください。

※記載いただいた情報は、公聴会の開催のためにのみ使用します。公聴会では公述番号でお呼びしますので、他の公述人や傍聴人等に明らかにするものではありません。

２　対象事業の名称　「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」

３　公述を希望する会場・日時

公述を希望する会場及び日時を２つ選んでいただき、希望順位「１」及び「２」を下表の欄に記入してください。

	５月１３日（水）		５月１４日（木）	
A会場又はB会場（御船町）	10:00～12:00		10:00～12:00	
	13:00～17:00		13:00～17:00	
	17:00～19:00		17:00～19:00	
C会場又はD会場（益城町）	10:00～12:00		10:00～12:00	
	13:00～17:00		13:00～17:00	
	17:00～19:00		17:00～19:00	

※公述していただく会場は御一人様につき一つの会場及び時間帯に限らせていただきます。

※公聴会は、同時刻に複数会場での開催を予定しています。なお、公述人数の状況に応じて、会場及び開催時間を変更する場合があります。

※Ａ会場（御船町スポーツセンター）又はＢ会場（御船町カルチャーセンター）、Ｃ会場又はＤ会場（益城町地域共生センター　カタル）については、各時間帯における公述希望人数に応じて会場を割り振らせていただきます。（各町１会場のみで開催する時間帯もあります。）

４ 公述記録の公表について

令和７年４月以降、県では本公聴会の公述人の方の意向に応じ、公述いただいた意見を記載した公述の記録を県ホームページに掲載しています。

あなたの公述記録を県ホームページに掲載することを希望しますか。

下表のどちらかに「〇」を記入してください。

希望する		希望しない	

※掲載時は、熊本県情報公開条例第７条各号に該当する公述人の氏名や公述内容における個人情報や希少な動植物の生息場所等に該当する部分は非公開とします。

５ 公述の方法①　いずれかに〇を付けてください。

（　　）会場で公述

※公述時間は一人 10 分程度を予定

（　　）県の職員による要旨の代読

【理由】

（　　）

例：通院のため、家族の介護のため

※公聴会は、原則として**「会場で公述」していただくもの**ですが、健康上の理由その他の理由により**自ら陳述できない場合は、意見の要旨を県の職員が読み上げることができます。**

６ 公述の方法②

会場で公述を希望する場合は、公述方法について下表のいずれかに「〇」を記入してください。

口頭のみ		プロジェクター使用※ （パソコンは公述人持参）		説明資料を 会場内で掲示※	

※１プロジェクター使用又は説明資料掲示を行う場合は、そのデータ等を開催２日前（休日の場合はそれ以前の平日）までに県環境保全課へ提出してください。

また、説明スライド（パワーポイント等）や説明資料（模造紙等に記載したもの）は、**公述する環境保全の見地からの意見に係るものに限り使用することができます。**

※２プロジェクターを使用される場合は、御自身のパソコンを持参してください。プロジェクター、HDMI ケーブル、電源は県環境保全課で準備します。

公述にあたり、その他必要なことがあれば県環境保全課へ事前に連絡をお願いします。

７ 意見の要旨　次のページに御記載ください。

・準備書に係る**環境保全の見地からの意見**について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。

・**公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。**

提出期限　令和８年（２０２６年）４月３０日（木）必着

意見の要旨

※記載欄が不足する場合は、適宜、欄や用紙を追加してください。

熊本県公告第１７７号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第７条第１項の規定により長洲町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第２項において準用する同法第６条第５項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　農業振興地域名
　長洲農業振興地域
２　範囲
　ＪＲ長洲駅南側（長洲駅南地区）、長洲町役場周辺（長洲駅海岸通り地区、清源寺西地区の一部）、国道５０１号沿道（清源寺西地区の一部）
３　規模
　５３．１ヘクタール
４　区域の変更を必要とする理由
　長洲都市計画区域の用途地域の指定に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、長洲農業振興地域の区域を縮小する。
５　平面図
　熊本県農林水産部農村振興局農村計画課及び長洲町農林水産課にて縦覧に供する。

熊本県公告第１７８号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第７条第１項の規定により大津町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第２項において準用する同法第６条第５項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　農業振興地域名
　大津農業振興地域
２　範囲
　国道３２５号沿道地区、新工業団地地区、室工業団地北地区
３　規模
　１１２．０ヘクタール
４　区域の変更を必要とする理由
　大津都市計画区域の用途地域の指定に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、大津農業振興地域の区域を縮小する。
５　平面図
　熊本県農林水産部農村振興局農村計画課及び大津町産業振興部農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第１７９号

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第９条第１項の規定により免許を取り消したので、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　免許の取消しをした年月日　令和８年（２０２６年）３月１９日
２　免許の取消しを受けた建築士の氏名　佐々木　浩
３　免許の取消しを受けた建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
　二級建築士
４　免許の取消しを受けた建築士の登録番号　第２５２１号
５　免許の取消しの理由　相続人から死亡の届出があったため。

熊本県公告第１８０号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）第１２条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成７年熊本県規則第５１号）第１１条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　落札に係る特定役務の名称
　熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科１・２年自動車整備用リフト等一式調達及び設置業務委託
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課労働企画班

熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
３　落札者を決定した日
令和８年（２０２６年）２月３日
４　落札者の氏名及び住所
三栄輪業株式会社
熊本市中央区練兵町１８番地
５　落札金額
５６，１００，０００円（うち消費税及び地方消費税の額５，１００，０００円）
６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
７　特例政令第６条に規定する公告を行った日
令和７年（２０２５年）１２月１９日

熊本県公告第１８１号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）第１２条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成７年熊本県規則第５１号）第１１条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

１　落札に係る特定役務の名称
熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科３年自動車塗装ブース等一式調達及び設置業務委託
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課労働企画班
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
３　落札者を決定した日
令和８年（２０２６年）２月２４日
４　落札者の氏名及び住所
大井産業株式会社熊本営業所
熊本市中央区世安一丁目７番３９号
５　落札金額
１１８，８００，０００円（うち消費税及び地方消費税の額１０，８００，０００円）
６　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
７　特例政令第６条に規定する公告を行った日
令和８年（２０２６年）１月９日

熊本県公告第１８２号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２０条第１項の規定により熊本市から熊本都市計画地区計画（戸島町（その２）地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第２項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

熊本県公告第１８３号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第１４条第２項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第３項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
基本測量（基準点復旧測量）	令和７年（２０２５年）６月１日から令和８年（２０２６年）２月２５日まで	阿蘇市、阿蘇郡高森町、阿蘇郡南阿蘇村、菊池郡大津町

熊本県公告第１８４号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第２項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

熊本県知事　木　村　敬

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公共測量（１級基準点測量）	令和８年（２０２６年）１月１３日から令和８年（２０２６年）３月１３日まで	熊本県阿蘇郡小国町黒渕

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成１２年熊本県条例第６１号）第２１条第２項の規定により作成した環境影響評価書（以下「評価書」という。）について、同条例第２３条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和８年（２０２６年）３月３１日

菊陽町長　吉本　孝寿

１　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
（１）名称　熊本県菊池郡菊陽町
（２）代表者の氏名　菊陽町長　吉本　孝寿
（３）主たる事務所の所在地　熊本県菊池郡菊陽町大字久保田２８００番地
２　対象事業の名称、種類及び規模
（１）名称　（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業
（２）種類　土地区画整理事業
（３）規模　面積６２．６ｈａ
３　対象事業実施区域の位置
菊池郡菊陽町大字原水及び大字津久礼の各一部
４　関係地域の範囲
菊池郡菊陽町、合志市
５　評価書の縦覧、期間及び時間
（１）場所
ア　熊本県庁（行政棟本館１階情報プラザ）
イ　合志市役所（環境衛生課）
ウ　菊陽町役場（都市計画課）
エ　菊陽町役場西部支所（光の森町民センター）
（２）期間　令和８年（２０２６年）３月３１日（火）から令和８年（２０２６年）４月３０日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
（３）時間　開庁時間に準じる
（４）電子縦覧　ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｔｏｗｎ．ｋｉｋｕｙｏ．ｌｇ．ｊｐ／ｋｉｊｉ００３５３６８／ｉｎｄｅｘ．ｈｔｍｌ
６　問合せ先
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田２８００番地
菊陽町都市整備部都市計画課（電話０９６－２３２－４９２７）

熊本県選挙管理委員会告示第２４号

熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年３月３１日

熊本県選挙管理委員会委員長　髙　島　剛　一

熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程（令和５年熊本県選挙管理委員会告示第２１号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式、別記第１５号様式及び別記第２３号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」及び「（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）」を削る。

附　則

１　この規程は、告示の日から施行する。
２　この規程の施行の際現に改正前の熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県選挙管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

熊本県教育委員会訓令第１号

本庁各課
各地方機関

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年３月３１日

熊本県教育長　越　猪　浩　樹

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁本庁処務規程（昭和３６年熊本県教育委員会訓令第４８号）の一部を次のように改正する。

別表第１教育総務局の部施設課の項中「総務・助成班」を「総務管財班」に、「施設管財班」を「市町村助成班」に改め、県立学校教育局の部体育保健課の項中「部活動改革推進班」を「学校体育班」に、「学校体育班」を「スポーツ振興班」に、「スポーツ振興班」を「部活動改革推進班」に改める。

別表第４教育政策課の款第２４項を第２５項とし、第２３項の次に次の１項を加える。

２４　学校事務集中化準備室に関すること。					

別表第４県立学校教育局の部高校教育課の款第８項中「高校魅力化推進室」を「高校改革推進室」に改め、同部体育保健課の款第１７項を第１８項とし、第１３項から第１６項までを１項ずつ繰り下げ、第１２項の次に次の１項を加える。

１３　中学校部活動の地域展開に関すること。					

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第２号

本庁各課
各地方機関
県立学校

熊本県教育庁高校魅力化推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年３月３１日

熊本県教育長　越　猪　浩　樹

熊本県教育庁高校魅力化推進室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁高校魅力化推進室設置規程（令和２年熊本県教育委員会訓令第９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県教育庁高校改革推進室設置規程

第１条中「地域の特色を生かした魅力ある県立高等学校づくりの推進を図る」を「将来を見据えた県立高等学校のあり方は、高校改革の観点から取り組む必要がある」に、「高校魅力化推進室」を「高校改革推進室」に改める。

第２条第１号中「魅力づくり」を「改革のための取組」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第３号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育庁学校事務集中化準備室設置規程を次のように定める。

令和８年３月３１日

熊本県教育長　越　猪　浩　樹

熊本県教育庁学校事務集中化準備室設置規程

（設置）

第１条　庶務事務の集中処理体制を整備し、もって事務の効率化及び省力化を図るため、熊本県教育庁教育政策課に学校事務集中化準備室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第２条　室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 庶務事務の集中処理の方法等に関すること。

(2) 庶務事務の集中処理に伴う県立学校及び市町村立学校の支援等に関すること。

（職員）

第３条　室に、室長及び必要な職員を置く。

２　室に、課長補佐を置くことができる。

３　室に、主幹及び参事を置くことができる。
（職務）
第４条　室長は、熊本県教育庁教育政策課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
２　課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
３　主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
（専決及び代決）
第５条　室に係る事務の専決事項については、熊本県教育庁本庁処務規程（昭和３６年熊本県教育委員会訓令第４８号）第８条及び第９条の例による。この場合において、課長専決事項は、熊本県教育庁教育政策課長が専決する。
２　前項の課長専決事項について、熊本県教育庁教育政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。
３　第１項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ熊本県教育庁教育政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
（庶務）
第６条　室の庶務は、熊本県教育庁教育政策課において行う。
（雑則）
第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附　則
この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第５号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和８年３月３１日
熊本県教育長　越　猪　浩　樹
熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令
熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程（昭和３９年熊本県教育委員会訓令甲第４号）の一部を次のように改正する。
第３条の表中「宿泊料」を「１夜当たりの定額」に改める。
附　則
１　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。
２　この訓令の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

熊本県病院局管理規程第５号

熊本県病院事業管理者の職務代理者に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和８年（２０２６年）３月３１日
熊本県病院事業管理者職務代理者
首席審議員　鍬　本　亮　太
熊本県病院事業管理者の職務代理者に関する規程の一部を改正する規程
熊本県病院事業管理者の職務代理者に関する規程（平成２０年熊本県病院局管理規程第３号）の一部を次のように改正する。
本則中「首席審議員」を「総務経営課長」に改める。
附　則
この規程は、令和８年４月１日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第４号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育委員会の所管に属するデジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和８年３月３１日
熊本県教育長　越　猪　浩　樹
熊本県教育委員会の所管に属するデジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会の所管に属するデジタル化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成１９年熊本県教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。
第２条中「システム改革課長」を「デジタル県庁推進課長」に改める。
第５条中「システム改革課長」を「デジタル県庁推進課長」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

熊本県議会訓令第１号

議会事務局

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年３月３１日

熊本県議会議長　内野　幸喜

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県議会事務局の組織等に関する規程（昭和３６年１月１４日議会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第４条中「課長補佐」を「課長補佐
室長」に改める。

別表総務課の項中第１７号を削り、第１８号を第１７号とし、第１９号を第１８号とし、第２０号を第１９号とし、第２１号中「秘書」を「秘書室」に改め、同号を第２０号とし、第２２号を第２１号とする。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

熊本県議会訓令第２号

議会事務局

熊本県議会事務局秘書室設置規程を次のように定める。

令和８年３月３１日

熊本県議会議長　内野　幸喜

熊本県議会事務局秘書室設置規程

（設置）

第１条　議長及び副議長の円滑な業務運営を図るため、議会事務局総務課に秘書室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第２条　室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)　秘書に関すること。

(2)　自動車の管理に関すること。

（職員）

第３条　室に、室長及び必要な職員を置く。

２　室に、課長補佐を置くことができる。

３　室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第４条　室長は、議会事務局総務課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

２　課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

３　主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

（専決及び代決）

第５条　室に係る事務の専決事項については、熊本県議会事務局の組織等に関する規程（昭和３６年議会訓令第１号）第７条の例による。この場合において、同条第２項各号及び第３項各号に掲げる事項（以下この条において「課長専決事項」という。）は、議会事務局総務課長が専決する。

２　前項の課長専決事項について、議会事務局総務課長が不在のときは、室長が代決することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ議会事務局総務課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

第６条　室の庶務は、議会事務局総務課において行う。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

熊本県議会告示第１号

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年３月３１日

熊本県議会議長　内野　幸喜

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年３月３１日議会

告示第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「第１９条の４第１項第５号」を「第１９条の４第１項第４号」に改める。

第３条第１６号中「第１２条第３項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第２０１条の２第１項に規定する被保険者番号等」に改める。

別記第１号様式、別記第１３号様式及び別記第１９号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」及び「（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、告示の日から施行する。ただし、第３条第５号の改正規定は、令和８年６月１４日から、第３条第１６号の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現に改正前の熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。